

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案について

特別支援教育課

1 改正の理由

長野ろう学校の学科の新設に伴い、特別支援学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

学科の新設に伴う改正

学校名及び学部	新設学科
長野ろう学校 高等部	普通科、総合産業科

3 施行期日

平成25年4月1日

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 25 年 3 月 日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第 号

特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

特別支援学校管理規則（昭和 39 年長野県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「長野ろう学校及び」及び「（松本ろう学校に限る。）」を削り、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 長野ろう学校の高等部に普通科、産業工芸科、総合産業科及び被服科の各学科を置く。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

特別支援教育課

「特別支援学校管理規則」新旧対照表

(昭和39年3月30日 教育委員会規則第7号)

改正案	現行
<p>(部の設置等)</p> <p>第3条 学校に小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校及び松本ろう学校に幼稚部を置く。</p> <p>3 長野盲学校及び松本盲学校の高等部に専攻科を置き、その修業年限は、3年とする。</p> <p>4 長野盲学校及び松本盲学校の高等部に普通科及び保健医療科並びに専攻科としての理療科の各学科を置く。</p> <p>5 <u>長野ろう学校の高等部に普通科、産業工芸科、総合産業科及び被服科の各学科を置く。</u></p> <p>6 松本ろう学校の高等部に専攻科を置き、その修業年限は、2年とする。</p> <p>7 松本ろう学校の高等部に産業工芸科及び被服科並びに専攻科としてのデザイン工学科の各学科を置く。</p>	<p>(部の設置等)</p> <p>第3条 学校に小学部、中学部及び高等部を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校及び松本ろう学校に幼稚部を置く。</p> <p>3 長野盲学校及び松本盲学校の高等部に専攻科を置き、その修業年限は、3年とする。</p> <p>4 長野盲学校及び松本盲学校の高等部に普通科及び保健医療科並びに専攻科としての理療科の各学科を置く。</p> <p>5 松本ろう学校の高等部に専攻科を置き、その修業年限は、2年とする。</p> <p>6 <u>長野ろう学校及び松本ろう学校の高等部に産業工芸科及び被服科並びに専攻科としてのデザイン工学科(松本ろう学校に限る。)</u>の各学科を置く。</p>

附則 平成25年4月1日から施行する。